

氏名 (本籍) アルドゥラ ファワズ アバド
AL DURRA FAWAZ ABAD (UAE)

学位の種類 博士 (法学)

報告番号 甲第 1475 号

学位授与の日付 平成 26 年 3 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当 (課程博士)

学位論文題目

Cybercrime and Penal Code: A Comparative Study between United Arab Emirates and Japan

論文審査委員 (主査)	福岡大学	教授	福山 道義
(副査)	福岡大学	教授	小野寺 一浩
	福岡大学	教授	野田 龍一

内容の要旨

1 研究の対象

コンピュータ犯罪に関する UAE 法と日本法との比較的法的検討を研究のテーマとする。「研究の主たる内容」は、目次に示すように不正アクセス、インターネットを通じて行われる公共のモラルに反する行為、コンピュータ情報の破壊等の行為、電磁的記録を利用した詐欺行為、電磁的情報の偽造行為等に関する UAE における処罰規定と日本法における処罰規定をそれぞれ説明、解釈、検討を加えている。

UAE では刑法典とは別に 2006 年にコンピュータ犯罪に関する独立の法律が制定され、2012 年に全面的に改正され今日に至っている。日本では UAE と異なり 1908 年に施行され数次の改正を経てきた「刑法」を改正してコンピュータ犯罪に対応しているが、電子計算機への不正アクセス行為については特別法を制定して処罰している。

2006 年の UAE のコンピュータ犯罪処罰法は 29 条より構成されていたが、2012 年の改正法は全 51 条から成り、コンピュータを利用した及びコンピュータ情報に関する不法行為を、大幅に犯罪行為として取り入れた。

日本の刑法典におけるコンピュータ犯罪に対する対応は、主として先に述べた「研究の主たる内容」に関する点であり、この日本刑法のコンピュータ犯罪に対応するため改正、制定された規定に係る点に限定して、UAE の 2012 年のコンピュータ犯罪法を検討する。

以下は、主として UAE 法に関する本論文の記述について特に取り上げるべき点についての記載である。

2 UAE コンピュータ法の概要

第 1 章と第 2 章のなかで以下の点が重要である。UAE2012 年法を概観し 5 つのパターンに分類して、その個々の条文の内容を付録の同法の条文と照らし合わせて確認することができる。第 1 グループは、主としてコンピュータネットワークを利用してコンピュータに無権限に侵入する行為、この行為によりデータを取得したり、サービスを妨害したり、ウイルスに感染させてコンピュータの機能を害するなど、コンピュータ情報技術の信頼性を害する類型であり、不正アクセス行為がその代表的なものであるが、秘匿されるべき数字や符号、パスワードを取得する行為もその予備的行為として処罰の対象とされている。第 2 は、国家の安全と政治的安定性の確保に関するものである。暴動や国家統一、公共の秩序や道徳に反する考えに賛同する情報をネット情報として立ち上げて運用すること、首謀者との情報連絡を容易にするためにテロリストグループや違法な団体がサイトを立ち上げ情報を流したりする行為の処罰、第 3 は、ポルノやギャンブル活動その他の公共の道徳に反するサイトを立ち上げネットワークを通じて伝達し公表する行為、ネットを通じて売春を斡旋する行為などを処罰の対象とする行為の類型である。第 4 は、IT システムを利用して詐欺的手段、虚偽の名

称、資格を詐称することにより利益を得る行為等を対象としている。第5は、その他としてネットを通じての人身売買、臓器売買、武器や麻薬の取引を処罰する類型である。

また、イスラム宗教法による処罰についての概説を行っている。UAE コンピュータ法に反する行為のうち、どのような違反行為についてイスラム宗教法により処罰の可能性があるかについての言及が論文では明確には言及されていない。

3 UAE コンピュータ法の個別検討

(1) 不正アクセス行為の目的は、情報やデータを不正に得ること、データやシステムを破壊させること等である。不正アクセス行為はコンピュータ犯罪の入り口である。UAE コンピュータ法は、処罰すべき不正アクセスの態様については規定しておらず、不正アクセスの定義規定の定めはない。UAE 法2条は、権限なくして行われる不正アクセス行為ばかりでなく、不法に他のコンピュータ内に止まること、アクセスの際に認められた制限を超えたアクセス行為も不正アクセスとして処罰の対象としている。また、対象となるコンピュータがアクセス制御機能を有することも要件としていない。

政府データの取得、経済や貿易に関する施設の秘密情報を得る目的での不正アクセス行為を処罰の対象としている。また、不正アクセス行為を含む情報ネットワークの利用によりクレジットカードや電子カードの番号、銀行口座情報を所得した者を処罰の対象としている。

(2) UAE 刑法は名誉や敬意、貞節に対する罪の章のなかで、強姦、卑猥な行為、売春などを処罰の対象としている。とくに362条は、公共の道徳に反する著作物、図画、フィルム、符号を頒布、陳列などの意図で製造、輸出入、所持、取得するなどの事項についての処罰規定である。一方、UAE2012年法は、ポルノやギャンブル行為といった公共の道徳に反する事項をネットを通じて頒布、陳列等のために作成、準備、保管等をした者を処罰する規定である。同法18条では、ネットを通じて未成年者を対象としたポルノを取得した者を処罰している。UAE2012年法が規定する「公共の道徳」に反する行為の範囲は、ポルノやギャンブル行為の例示があるだけで明確ではない。ポルノの問題はUAEのように伝統を重んじる保守的な社会においても重要な問題である。「公共の道徳」に反するかの判断は、多くの国籍の人が住み、文化や慣習の異なる国においては、裁判所の判断に委ねることになる。

(3) コンピュータやその付属品を損壊する行為は、UAE 刑法により処罰される。このような行為がネットへのアクセス行為を不可能にする場合には、2012年法8条が処罰している。不正アクセス行為が情報の削除、消去、破壊、変更を伴う場合も処罰規定が置かれている。ネットワークや情報システム、情報機械に意図的に情報プログラム（ウイルス）を入り込ませ、プログラムやシステムを作動させなくしたり、データを破壊したりする行為、メッセージ付きのE-MAILを送りつけメール機能を作

用させなくする行為も処罰の対象としている。医療に関する検査や診断、処方に関する情報をネットや情報機器を通じて修正したり毀損したりする行為とこれらの情報を不正に取得する行為を処罰している。

(4) UAE 刑法 399 条は動産を詐欺的手段で取得したり、自分に処分権限がないことを知りながら動産や不動産を処分する行為を処罰している。UAE2012 年法 11 条は、ネットやシステム、情報機器を利用して動産や利益を、名前や資格を偽るなどの詐欺的方法により取得する行為を処罰の対象とする。ネットワークを利用し、電子計算機に虚偽の電子情報を入れて財産上の利益を得る場合もこの条項に含まれるであろう。2012 年法 12 条は、クレジットカード、電子カード、銀行口座、電子支払い手段のナンバーや内容をネットや情報システム、電子機器を利用することにより不法に領得する行為を処罰している。これらのナンバーや内容を、他の者から金銭やサービスをうける目的のためであるときは重く処罰される。

(5) UAE 刑法 216 条以下が規定する文書の偽造とは、216 条が規定する方法で文書の真正を変更し、それにより損害が生ずることが犯罪成立の要件となっている。2012 年法 6 条は、連邦や地方政府などの電磁的文書の偽造とそれ以外の公的文書ではない文書の偽造について分けて規定している。「偽造」についての定義規定をおいていないが、作成権限のない者による文書の作成ばかりでなく、作成権限者による虚偽内容の文書の作成の場合も含んで規定していると思われる。「損害」が生じることも犯罪の成立の要件にはなっていない。文書に用いられる言語はアラビア語でもその他の言語等であっても犯罪の成否には影響をしない。電磁文書は原本とコピーの区別が困難でありどちらも対象となりうる。2012 年法はクレジットカード、デビットカード、電子カードその他の電子式支払手段を、情報機器や情報プログラムを用いて模造し、コピー、使用する行為を処罰している。

4 日本法との関係

(1) 日本法ではコンピュータを利用した犯罪については、例えば強要罪などについては現行の刑法を適用し、電磁的記録を損壊、不正作出等の電磁的記録に関する違法行為については刑法を改正することにより対応している。不正アクセス禁止法は、コンピュータ犯罪に関する特別法である。

UAE 法は、コンピュータ犯罪に関して刑法とは別の特別法を制定した。この特別法を改正することにより、処罰規定を拡大することが可能である。すでに述べたように 2006 年 UAE コンピュータ法を改正した 2012 年法は、大幅に処罰類型を増加させている。

(2) 日本の不正アクセス禁止法による不正アクセス行為は、他人の ID とパスワードを不正に使用するか、プログラムの脆弱性について侵入する行為に限定されている。UAE 法は、不正アクセスの手段については規定しておらず、許可なく他人のコンピュータに侵入する行為以外に、コンピュータ内に不法に止まる行為、許可の範囲を超

えて利用する行為も処罰の対象とする。情報を損壊、消去、変更する等の目的での不正アクセス行為に対して刑罰を加重する規定を置いている。また、ID やパスワードなど秘匿すべき情報をネットを通じて取得する行為を広く処罰している。

日本法は、ID 等の他人への提供、不正に ID 等をネットを通じて入力するように求める行為、不正に取得された他人の ID 等を保管する行為を処罰の対象とするが、UAE2012 法には、これらの行為を処罰する規定はない。

(3) わいせつな内容の電磁的記録を含むテープ等の有体物も、日本の刑法の処罰の対象となり、これらの内容である電磁的記録をネットを通じて頒布した者、有償での頒布目的での電磁的記録を保管した者も処罰している。UAE 法は、わいせつな内容の電磁的記録の保持の処罰規定を置いていない。日本法は「わいせつな電磁的記録」を刑法の処罰の客体とするのに対し、UAE 法はポルノとか公共の道徳に反するものを処罰の客体としており、その処罰範囲が極めて不明確である点の特徴である。日本では、児童ポルノ禁止法により児童ポルノについて定義規定を定めている。

(4) 以上の他、電磁的記録の損壊等の電子計算機の作動を阻害する行為に直接関係するウイルスをコンピュータに感染させる行為が問題となる。UAE 法は、ウイルス作成罪については規定していない。

虚偽の電磁的記録等を利用して財産上不法な利益を得る行為について、コンピュータを騙す行為であり、人を騙す詐欺罪とは別の規定で日本法は対応する。UAE 法は、コンピュータを利用して「人」を騙して財物を取得する行為も処罰の対象にしている。

コンピュータを利用して「文書」が作成される今日、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作る行為を日本法は、電磁的記録不正作出罪として処罰している。UAE においては、刑法が「偽造」の定義規定を定めているが、2012 年コンピュータ法は、「偽造」という言葉を規定の中で用いているが、コンピュータを利用した電磁文書の偽造の内容については何ら規定していない。

本論文の意義と評価

本論文は、2012 年 UAE コンピュータ法を日本法と関連する限度で比較検討している。この分野の法律の規定は改正が相次いでいる。現時点での改正点をすべて言及しており、日本にとってはこの分野に関する UAE 法の紹介と解説であり、UAE にとっては最新の日本法の紹介と解説である。英語により日本法と UAE 法を理解することは極めて困難であったが、十分ではないにしてもそれぞれの国のこの分野の法律の紹介に役立つ論文である。

この論文はコンピュータ犯罪に関する法律について、特定の問題点を取りあげて深く掘り下げて比較法的に論じたものではない。しかし、法律を具体的に適用する観点

からは、広く法律の規定を比較法的に検討することは極めて重要なことである。日本法と UAE 法との比較検討の結果としての問題点の提起を具体的には行っていないが、コンピュータに関する犯罪は、その性質上それぞれの国の領域を越えるものであり、日本と UAE の最新の情報は、それぞれの立法や解釈・運用に新たな観点を示唆するものであり、博士論文として評価した。


博士学位申請論文審査の結果の要旨


博士学位申請論文名


Cybercrime and Penal Code : A Comparative

Study between United Arab Emirates and Japan

論文審査委員

主 査 福山 道義 

副 査 小野寺 一浩 

副 査 野田 龍一 

博士学位申請者氏名 Aldurra Fawaz

(平成 25 年 12 月 9 日 提出)

内容の要旨

1 研究の対象

コンピュータ犯罪に関する UAE 法と日本法との比較的法的検討を研究のテーマとする。「研究の主たる内容」は、目次に示すように不正アクセス、インターネットを通じて行われる公共のモラルに反する行為、コンピュータ情報の破壊等の行為、電磁的記録を利用した詐欺行為、電磁的情報の偽造行為等に関する UAE における処罰規定と日本法における処罰規定をそれぞれ説明、解釈、検討を加えている。

UAE では刑法典とは別に 2006 年にコンピュータ犯罪に関する独立の法律が制定され、2012 年に全面的に改正され今日に至っている。日本では UAE と異なり 1908 年に施行され数次の改正を経てきた「刑法」を改正してコンピュータ犯罪に対応しているが、電子計算機への不正アクセス行為については特別法を制定して処罰している。

2006 年の UAE のコンピュータ犯罪処罰法は 29 条より構成されていたが、2012 年の改正法は全 51 条から成り、コンピュータを利用した及びコンピュータ情報に関する不法行為を、大幅に犯罪行為として取り入れた。

日本の刑法典におけるコンピュータ犯罪に対する対応は、主として先に述べた「研究の主たる内容」に関する点であり、この日本刑法のコンピュータ犯罪に対応するため改正、制定された規定に関係する点に限定して、UAE の 2012 年のコンピュータ犯罪法を検討する。

以下は、主として UAE 法に関する本論文の記述について特に取り上げるべき点についての記載である。

2 UAE コンピュータ法の概要

第 1 章と第 2 章のなかで以下の点が重要である。UAE2012 年法を概観し 5 つのパターンに分類して、その個々の条文の内容を付録の同法の条文と照らし合わせて確認することができる。第 1 グループは、主としてコンピュータネットワークを利用してコンピュータに無権限に侵入する行為、この行為によりデータを取得したり、サービスを妨害したり、ウイルスに感染させてコンピュータの機能を害するなど、コンピュータ情報技術の信頼性を害する類型であり、不正アクセス行為がその代表的なものであるが、秘匿されるべき数字や符号、パスワードを取得する行為もその予備的行為として処罰の対象とされている。第 2 は、国家の安全と政治的安定性の確保に関するものである。暴動や国家統一、公共の秩序や道徳に反する考えに賛同する情報をネット情報として立ち上げて運用すること、首謀者との情報連絡を容易にするためにテロリストグループや違法な団体がサイトを立ち上げ情報を流したりする行為の処罰、第 3 は、ポルノやギャンブル活動その他の公共の道徳に反するサイトを立ち上げネットワークを通じて伝達し公表する行為、ネットを通じて売春を斡旋する行為などを処罰の対象とする行為の類型である。第 4 は、IT システムを利用して詐欺的手段、虚偽の名

称、資格を詐称することにより利益を得る行為等を対象としている。第5は、その他としてネットを通じての人身売買、臓器売買、武器や麻薬の取引を処罰する類型である。

また、イスラム宗教法による処罰についての概説を行っている。UAE コンピュータ法に反する行為のうち、どのような違反行為についてイスラム宗教法により処罰の可能性があるかについての言及が論文では明確には言及されていない。

3 UAE コンピュータ法の個別検討

(1) 不正アクセス行為の目的は、情報やデータを不正に得ること、データやシステムを破壊させること等である。不正アクセス行為はコンピュータ犯罪の入り口である。UAE コンピュータ法は、処罰すべき不正アクセスの態様については規定しておらず、不正アクセスの定義規定の定めはない。UAE 法2条は、権限なくして行われる不正アクセス行為ばかりでなく、不法に他のコンピュータ内に止まること、アクセスの際に認められた制限を超えたアクセス行為も不正アクセスとして処罰の対象としている。また、対象となるコンピュータがアクセス制御機能を有することも要件としていない。

政府データの取得、経済や貿易に関する施設の秘密情報を得る目的での不正アクセス行為を処罰の対象としている。また、不正アクセス行為を含む情報ネットワークの利用によりクレジットカードや電子カードの番号、銀行口座情報を所得した者を処罰の対象としている。

(2) UAE 刑法は名誉や敬意、貞節に対する罪の章のなかで、強姦、卑猥な行為、売春などを処罰の対象としている。とくに362条は、公共の道徳に反する著作物、図画、フィルム、符号を頒布、陳列などの意図で製造、輸出入、所持、取得するなどの事項についての処罰規定である。一方、UAE2012年法は、ポルノやギャンブル行為といった公共の道徳に反する事項をネットを通じて頒布、陳列等のために作成、準備、保管等をした者を処罰する規定である。同法18条では、ネットを通じて未成年者を対象としたポルノを取得した者を処罰している。UAE2012年法が規定する「公共の道徳」に反する行為の範囲は、ポルノやギャンブル行為の例示があるだけで明確ではない。ポルノの問題はUAEのように伝統を重んじる保守的な社会においても重要な問題である。「公共の道徳」に反するかの判断は、多くの国籍の人が住み、文化や慣習の異なる国においては、裁判所の判断に委ねることになる。

(3) コンピュータやその付属品を損壊する行為は、UAE 刑法により処罰される。このような行為がネットへのアクセス行為を不可能にする場合には、2012年法8条が処罰している。不正アクセス行為が情報の削除、消去、破壊、変更を伴う場合も処罰規定が置かれている。ネットワークや情報システム、情報機械に意図的に情報プログラム(ウイルス)を入り込ませ、プログラムやシステムを作動させなくしたり、データを破壊したりする行為、メッセージ付きのE-MAILを送りつけメール機能を作

用させなくする行為も処罰の対象としている。医療に関する検査や診断、処方に関する情報をネットや情報機器を通じて修正したり毀損したりする行為とこれらの情報を不正に取得する行為を処罰している。

(4) UAE 刑法 399 条は動産を詐欺的手段で取得したり、自分に処分権限がないことを知りながら動産や不動産を処分する行為を処罰している。UAE2012 年法 11 条は、ネットやシステム、情報機器を利用して動産や利益を、名前や資格を偽るなどの詐欺的方法により取得する行為を処罰の対象とする。ネットワークを利用し、電子計算機に虚偽の電子情報を入れて財産上の利益を得る場合もこの条項に含まれるであろう。2012 年法 12 条は、クレジットカード、電子カード、銀行口座、電子支払い手段のナンバーや内容をネットや情報システム、電子機器を利用することにより不法に領得する行為を処罰している。これらのナンバーや内容を、他の者から金銭やサービスをうける目的のためであるときは重く処罰される。

(5) UAE 刑法 216 条以下が規定する文書の偽造とは、216 条が規定する方法で文書の真正を変更し、それにより損害が生ずることが犯罪成立の要件となっている。2012 年法 6 条は、連邦や地方政府などの電磁的文書の偽造とそれ以外の公的文書ではない文書の偽造について分けて規定している。「偽造」についての定義規定を置いていないが、作成権限のない者による文書の作成ばかりでなく、作成権限者による虚偽内容の文書の作成の場合も含んで規定していると思われる。「損害」が生じることにも犯罪の成立の要件にはなっていない。文書に用いられる言語はアラビア語でもその他の言語等であっても犯罪の成否には影響をしない。電磁文書は原本とコピーの区別が困難でありどちらも対象となりうる。2012 年法はクレジットカード、デビットカード、電子カードその他の電子式支払用手段を、情報機器や情報プログラムを用いて模造し、コピー、使用する行為を処罰している。

4 日本法との関係

(1) 日本法ではコンピュータを利用した犯罪については、例えば強要罪などについては現行の刑法を適用し、電磁的記録を損壊、不正作出等の電磁的記録に関する違法行為については刑法を改正することにより対応している。不正アクセス禁止法は、コンピュータ犯罪に関する特別法である。

UAE 法は、コンピュータ犯罪に関して刑法とは別の特別法を制定した。この特別法を改正することにより、処罰規定を拡大することが可能である。すでに述べたように 2006 年 UAE コンピュータ法を改正した 2012 年法は、大幅に処罰類型を増加させている。

(2) 日本の不正アクセス禁止法による不正アクセス行為は、他人の ID とパスワードを不正に使用するか、プログラムの脆弱性について侵入する行為に限定されている。UAE 法は、不正アクセスの手段については規定しておらず、許可なく他人のコンピュータに侵入する行為以外に、コンピュータ内に不法に止まる行為、許可の範囲を超

えて利用する行為も処罰の対象とする。情報を損壊、消去、変更する等の目的での不正アクセス行為に対して刑罰を加重する規定を置いている。また、ID やパスワードなど秘匿すべき情報をネットを通じて取得する行為を広く処罰している。

日本法は、ID 等の他人への提供、不正に ID 等をネットを通じて入力するように求める行為、不正に取得された他人の ID 等を保管する行為を処罰の対象とするが、UAE2012 法には、これらの行為を処罰する規定はない。

(3) わいせつな内容の電磁的記録を含むテープ等の有体物も、日本の刑法の処罰の対象となり、これらの内容である電磁的記録をネットを通じて頒布した者、有償での頒布目的での電磁的記録を保管した者も処罰している。UAE 法は、わいせつな内容の電磁的記録の保持の処罰規定を置いていない。日本法は「わいせつな電磁的記録」を刑法の処罰の客体とするのに対し、UAE 法はポルノとか公共の道徳に反するものを処罰の客体としており、その処罰範囲が極めて不明確である点が特徴である。日本では、児童ポルノ禁止法により児童ポルノについて定義規定を定めている。

(4) 以上の他、電磁的記録の損壊等の電子計算機の作動を阻害する行為に直接関係するウイルスをコンピュータに感染させる行為が問題となる。UAE 法は、ウイルス作成罪については規定していない。

虚偽の電磁的記録等を利用して財産上不法な利益を得る行為について、コンピュータを騙す行為であり、人を騙す詐欺罪とは別の規定で日本法は対応する。UAE 法は、コンピュータを利用して「人」を騙して財物を取得する行為も処罰の対象にしている。

コンピュータを利用して「文書」が作成される今日、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作る行為を日本法は、電磁的記録不正作出罪として処罰している。UAE においては、刑法が「偽造」の定義規定を定めているが、2012 年コンピュータ法は、「偽造」という言葉を規定の中で用いているが、コンピュータを利用した電磁文書の偽造の内容については何ら規定していない。

本論文の意義と評価




本論文は、2012 年 UAE コンピュータ法を日本法と関連する限度で比較検討している。この分野の法律の規定は改正が相次いでいる。現時点での改正点をすべて言及しており、日本にとってはこの分野に関する UAE 法の紹介と解説であり、UAE にとっては最新の日本法の紹介と解説である。英語により日本法と UAE 法を理解することは極めて困難であったが、十分ではないにしてもそれぞれの国のこの分野の法律の紹介に役立つ論文である。

この論文はコンピュータ犯罪に関する法律について、特定の問題点をとりあげて深く掘り下げて比較法的に論じたものではない。しかし、法律を具体的に適用する観点

からは、広く法律の規定を比較法的に検討することは極めて重要なことである。日本法と UAE 法との比較検討の結果としての問題点の提起を具体的には行っていないが、コンピュータに関する犯罪は、その性質上それぞれの国の領域を越えるものであり、日本と UAE の最新の情報は、それぞれの立法や解釈・運用に新たな観点を示唆するものであり、博士論文として評価した。

平成26年 2月 3日

博士学位申請論文 魏程博士
論文博士 審査報告書

博士学位申請者氏名		Fawaz Abad Aldurra	
博士学位申請論文名		Cybercrime and Penal Code: A Comparative Study between United Arab Emirates and Japan	
審査委員	主査	福山 道義	
	副査	小野 斗一	
		野田 龍一	

公 聴 会

日 時	平成26年1月27日(月) 13 時30分~14時30分
場 所	中央図書館講義室8
傍 聴 人	13 人

平成26年 2月 3日

博士学位申請論文 (課程博士
論文博士) 審査報告内容

学位申請者 アルトゥ フアス 氏の論文は

主 査 福山道義

副 査 小野寺一浩

副 査 野田龍一

により審査されたもので、その研究内容は

コ	ン	ピ	ュ	-	ク	犯	罪	に	コ	ン	、	刑	法
改	正	に	対	応	し	た	日	本	と	、	特	別	法
制	定	し	て	対	応	し	た	U	A	E	と	の	比
法	的	検	討	に	よ	り	、	不	正	ア	ク	セ	ス
モ	ウ	ル	犯	罪	な	ど	に	コ	ン	相	違	点	を
示	し	た	も	の									

であり

学位論文に値するものと判定された。

(* 80字以内にまとめてください。)